

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（同）…二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…八

○家畜人工授精師の登録……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…一〇

○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…一〇

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………（同）…一七

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………（同）…一七

告示（公）

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………（同）…一七

公告

○特定非営利活動法人の認定……………（同）…一七

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…一七

○仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………（同）…一八

告示

- 土地区画整理事業の換地処分……………（同）…一八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…一九

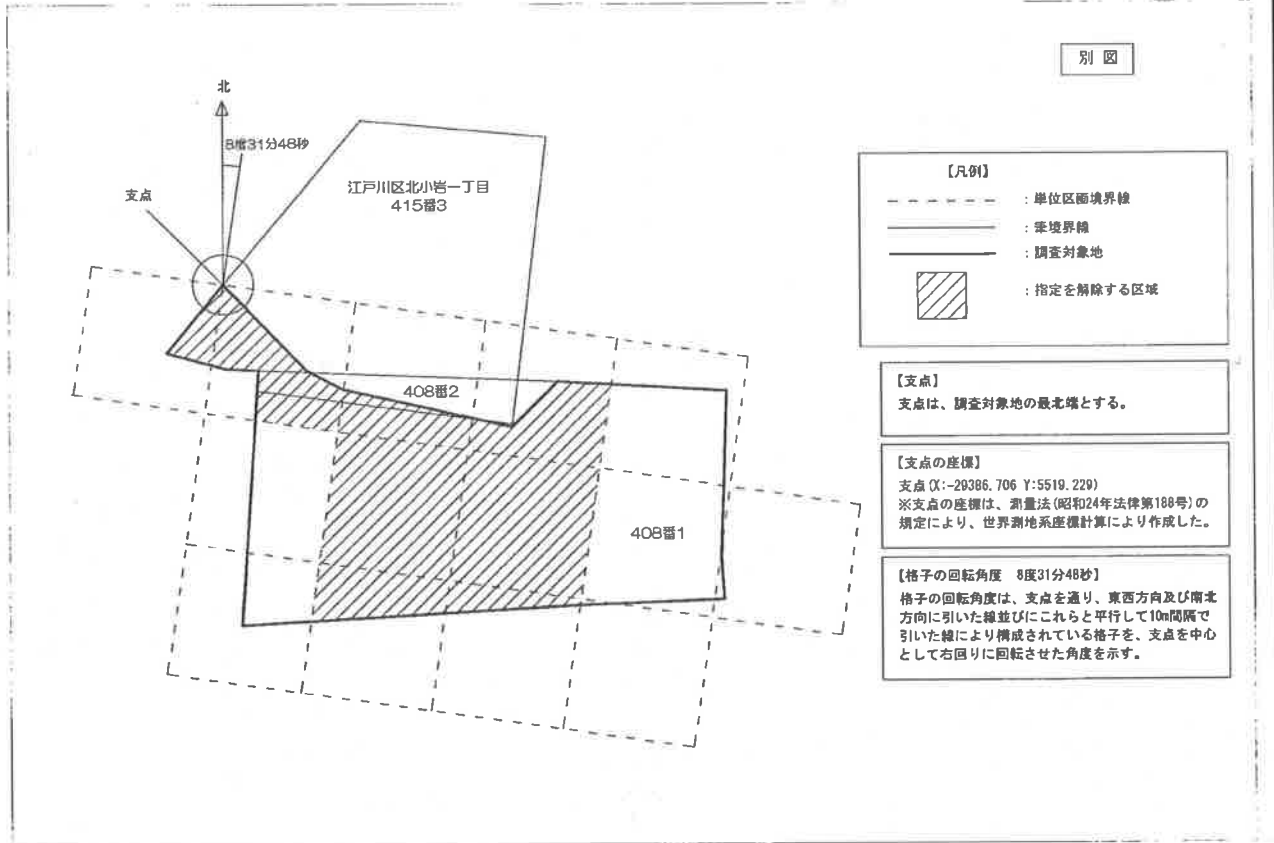
東京都告示第六百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区北小岩一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第六百二十四号

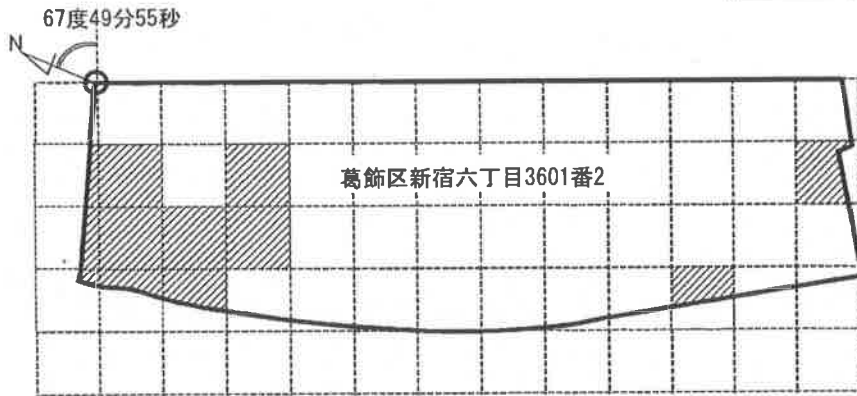
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、葛飾区新宿六丁目3601番2の最北端とする。

【格子の回転角度】 67度49分55秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界線
- - - 単位区画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第六百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物